

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課
不利益処分名	徳島市新浜交流センターの利用承諾の取消し
根 拠 法 令	徳島市新浜交流センター条例
根 拠 条 項	第9条
連 絡 先	新浜街づくり協議会（電話 635-5931）
処 分 基 準	<p>【徳島市新浜交流センター条例】</p> <p>(利用の承諾の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 施設利用者が第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) 施設利用者が偽りその他不正な手段により利用承諾を受けた事例が明らかになったとき。</p> <p>(4) 施設利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日